

事例2 TDK(株)による昭和電工(株)のネオジム磁石合金の研究開発事業の譲受け

第1 当事会社

TDK株式会社(法人番号7010001034849)(以下「TDK」という。)は、ネオジム磁石等の製造販売業を営む会社である。

昭和電工株式会社(法人番号9010401014548)(以下「昭和電工」という。)は、ネオジム磁石合金等の製造販売業を営む会社である。

以下、TDKと既に結合関係が形成されている企業の集団を「TDKグループ」という。また、TDKと昭和電工を併せて「当事会社」といい、TDKグループと昭和電工を併せて「当事会社グループ」という。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、TDKが昭和電工から、ネオジム磁石合金の研究開発事業を譲り受けること(以下「本件行為」という。)を計画したものである。本件行為後、TDKは、ネオジム磁石合金の製造設備を構築して同合金の製造を開始し、昭和電工のネオジム磁石合金の製造業を実質的に引き継ぐこととなるため、TDKと昭和電工のネオジム磁石合金製造事業が一体となるという観点から審査を行った。

関係法条は、独占禁止法第16条である。

第3 一定の取引分野

1 商品の概要

(1) ネオジム磁石合金

ネオジム磁石合金は、レア・アースと呼ばれる希土類元素であるネオジム(Nd)、プラセオジム(Pr)及びジスプロシウム(Dy)に鉄等を加えた合金であり、ネオジム磁石の材料として使用されている。

ネオジム磁石合金は、主にストリップキャスト法(以下「SC法」という。)と呼ばれる方法により製造される。SC法は金属を溶解させ、その溶湯を急凝固させる鑄造方法をいう。

ネオジム磁石合金の製造販売業者(以下「合金メーカー」という。)は、ネオジム磁石の製造販売業者(以下「磁石メーカー」という。)から希土類の配合比率や冷却温度等について指示を受け、当該指示に基づいて合金製造を行っている。他方、鑄造条件によって合金の組織の大きさや不純物の量といった組成が異なるため、合金メーカー側も製造方法についてノウハウを有しており、当該ノウハウは各社の機密事項になっている。

(2) ネオジム磁石

ネオジム磁石は、希土類を原材料として製造される永久磁石であり、現在製造される磁石の中で最も磁力が強い磁石である。その磁力の強さから、自動車駆動用モーター、ハードディスクドライブ、エアコンのモーター、エレベーターの巻上機等に用いられている。

ネオジム磁石は、ネオジム焼結磁石（以下「焼結磁石」という。）とネオジムボンド磁石（以下「ボンド磁石」という。）に大別される。

焼結磁石は、S C法により製造されたネオジム磁石合金を粉砕し、強磁場をかけて成型し、焼結、熱処理を行うことにより製造する磁石である。一方、ボンド磁石は、ネオジム磁石合金を磁粉状にし、樹脂等と混合した後、成型固化するものである。一般的に、樹脂と混合する分、焼結磁石よりボンド磁石の方が磁力が弱く、耐熱性が低くなる一方、成型加工が容易であり、価格が低いという違いがある。

2 商品範囲

(1) ネオジム磁石合金

ネオジム磁石合金は、ネオジム磁石の原料としてのみ用いられるものである。ネオジム磁石の原料として他に代替することができる合金は存在しないことから、他の合金との間に需要の代替性は認められない。また、ネオジム磁石合金と他の合金とでは、製造設備・工程が異なり、他の合金からネオジム磁石合金の製造に切り替えるためには、多額の設備投資費用を要することに加え、製造に当たってのノウハウも必要となることから、他の合金からネオジム磁石合金に製造を切り替えることは容易ではなく、他の合金との間に供給の代替性も認められない。

次に、ネオジム磁石合金には、S C法による合金（以下「S C合金」という。）と、遠心鑄造法等、S C法以外の製造方法の合金（以下「他製法合金」という。）があり、昭和電工及び競争事業者が主に製造するのはS C合金である。この点、他製法合金とS C合金とでは品質に違いがあり、最終需要者からネオジム磁石合金の製法について、S C合金か他製法合金かを指定されることもある。よって、S C合金と他製法合金とでは需要の代替性は限定的である。また、S C合金と他製法合金では製造設備や必要となる特許等が異なり、製造の切替えも容易ではないことから、供給の代替性も認められない。

以上のことから、商品範囲を「S C合金」として画定した（以下、S C合金を単に「ネオジム磁石合金」と記載する。）。

(2) ネオジム磁石

永久磁石には、ネオジム磁石以外の磁石も存在するが、ネオジム磁石と同程度の磁力を有する磁石は存在せず、他の磁石との間に需要の代替性は認められない。また、他の磁石とネオジム磁石とでは、製造のノウハウ等が異なり、製造の切替えも容易ではないことから、供給の代替性も認められない。

次に、焼結磁石とボンド磁石は品質や価格が異なっているが、最終需要者は両者を分けて仕様を指定することはなく、最終需要者の必要とする品質基準（磁束密度、保磁力等）を満たせばいずれも使用されていることから、焼結磁石とボンド磁石との間には一定の需要の代替性が認められる。

以上のことから、商品範囲を「ネオジム磁石」として画定した。

3 地理的範囲

ネオジム磁石合金について、日本国内において輸送上の制約はなく、地域によって価格が異なることもない。また、合金メーカーは、日本全国において、需要者である磁石メーカーに対してネオジム磁石合金を販売しており、磁石メーカーも合金メーカーを地理的に区別することなく調達を行っている。この点、ネオジム磁石についても同様である。

したがって、ネオジム磁石合金及びネオジム磁石それぞれについて、地理的範囲を「日本全国」として画定した。

第4 本件行為が競争に与える影響

昭和電工はネオジム磁石合金を製造販売しており、TDKグループはそれを用いてネオジム磁石の製造販売を行っていることから、本件はネオジム磁石合金を川上市場、ネオジム磁石を川下市場とする垂直型企业結合に該当する。

1 当事会社グループの地位及び競争事業者の状況

(1) 川上市場

ネオジム磁石合金の製造販売業に関する当事会社グループ及び競争事業者の市場シェアは下表のとおりであり、HHIは約5,500、当事会社グループの市場シェアは約30%であることから、垂直型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

昭和電工以外にネオジム磁石合金を外販している有力な競争事業者としては、市場シェア約65%の株式会社三徳（以下「三徳」という。）が存在する。

【平成29年度におけるネオジム磁石合金の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	三徳	約65%
2	昭和電工	約30%
	輸入	0-5%
合計		100%

(2) 川下市場

ネオジム磁石の製造販売業に関する当事会社グループ及び競争事業者の市場シェアは下表のとおりであり、HHIは約3,600、当事会社グループの市場シェアは約15%であることから、垂直型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

TDKグループ以外に、有力な競争事業者として市場シェア約50%のB社及び約30%の日立金属株式会社（以下「日立金属」という。）等が存在する。

なお、日立金属は前記(1)の三徳を子会社としており（以下、この企業結合を「日立金属－三徳統合」という¹。）、B社は自社が必要とする量のネオジム磁石合金を内製し、自己消費している磁石メーカーである。また、B社は、自社で消費する分のネオジム磁石合金を製造する能力のみを有しており、ネオジム磁石合金を外販することはできない。

【平成29年度におけるネオジム磁石の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1	B社	約50%
2	日立金属	約30%
3	TDKグループ	約15%
	その他	約5%
	輸入	0-5%
合計		100%

2 ネオジム磁石合金の供給拒否等

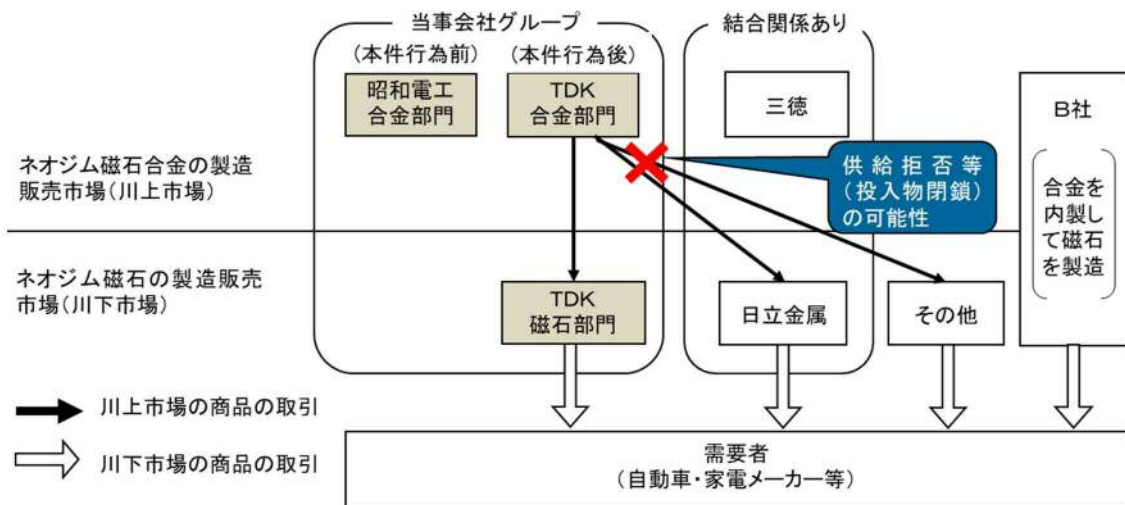
本件行為後、当事会社が、TDKグループ以外のネオジム磁石の製造販売業者に対して、ネオジム磁石合金の供給拒否等を行うことにより、ネオジム磁石市場において投入物閉鎖の問題が生じる可能性について検討する。

この点、日立金属は、日立金属－三徳統合の件における問題解消措置に基

¹ 「平成29年度における主要な企業結合事例について」（平成30年6月6日公正取引委員会）の事例2「日立金属(株)による(株)三徳の株式取得」参照。

づき、平成30年4月から平成31年3月までの1年間、昭和電工からネオジム磁石合金の供給を受けていたが、問題解消措置期間の経過した後である本件審査時点においては、昭和電工からネオジム磁石合金の供給を受けているのはTDKのみであり、昭和電工は川下市場のTDKの競争事業者へのネオジム磁石合金の供給を行っていない。

したがって、当事会社グループは投入物閉鎖を行う能力を有していないことから、市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。



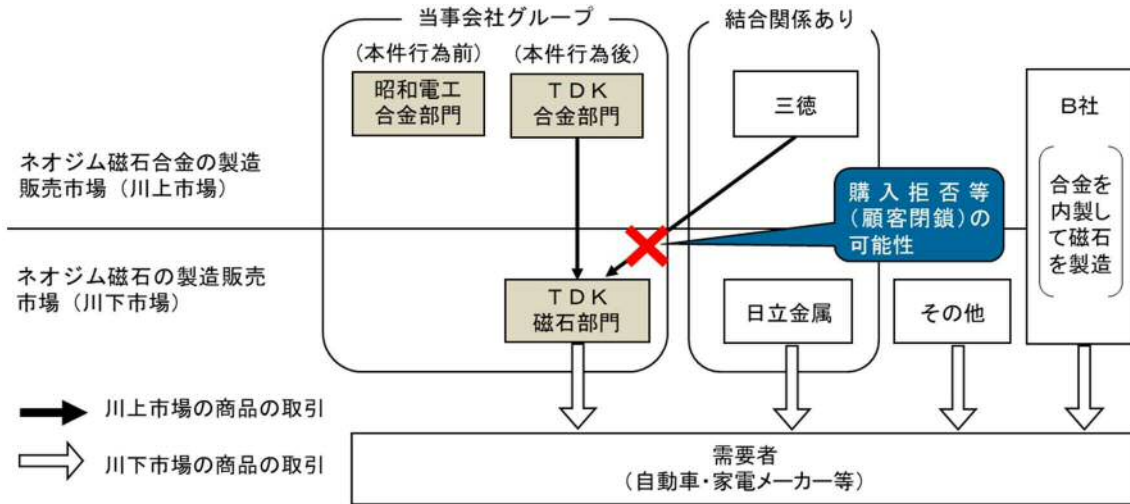
3 ネオジム磁石合金の購入拒否等

TDKグループが、当事会社以外のネオジム磁石合金の製造販売業者に対して、ネオジム磁石合金の購入拒否等を行うことにより、ネオジム磁石合金市場において顧客閉鎖の問題が生じる可能性について検討する。

この点、三徳は、日立金属－三徳統合の件における問題解消措置の一部である5年間の取引継続に係る措置に基づき、本件審査時点においてTDKにネオジム磁石合金の供給を継続して行っているが、本件行為後、TDKが三徳に対して購入拒否等を行う可能性がある。しかしながら、ネオジム磁石合金は、磁石メーカーからの仕様に基づき、オーダーメイドで製造される製品であり、TDKは、一部の需要者向けのネオジム磁石に用いる一定数量のネオジム磁石合金については、三徳からの購入を一定期間継続する必要がある。そのため、本件審査時点において三徳がTDKに供給している数量のうち、TDKが購入先を一定期間のうちに三徳から昭和電工に切り替える可能性がある数量は、三徳が川下市場に供給するネオジム磁石合金の供給量の一部に限定されている。さらに、ネオジム磁石の需要が増加傾向にあることに鑑みれば、仮にTDKが三徳から昭和電工へ切り替え可能な数量について購入拒否等を行ったとしても、三徳は、当該数量に相当するネオジム磁石合金について、自社の親会社である日立金属を供給先とすることが可能であると考

えられる。

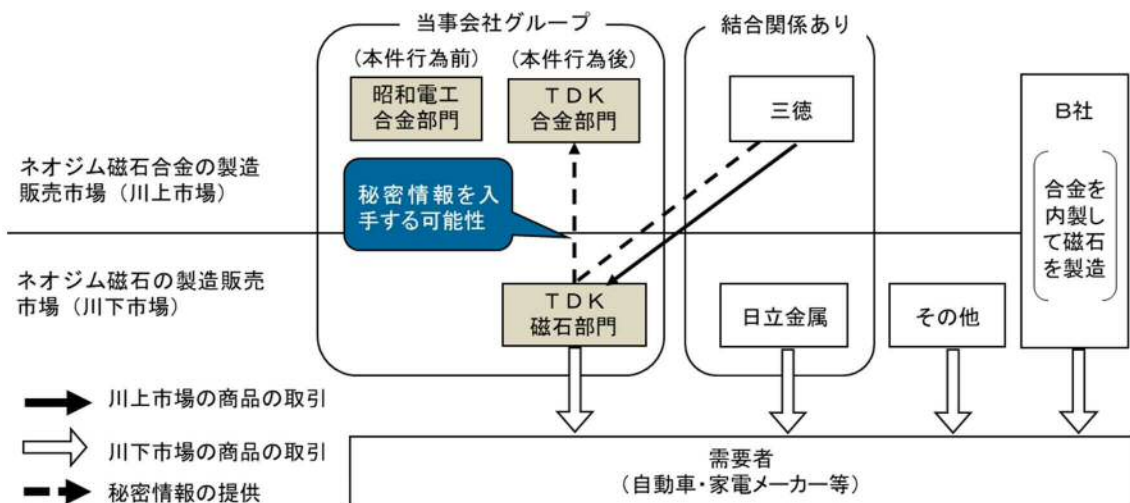
したがって、当事会社グループは顧客閉鎖を行う能力を有していないことから、市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。



4 当事会社グループ内で競争事業者の秘密情報が共有されることによる市場への影響

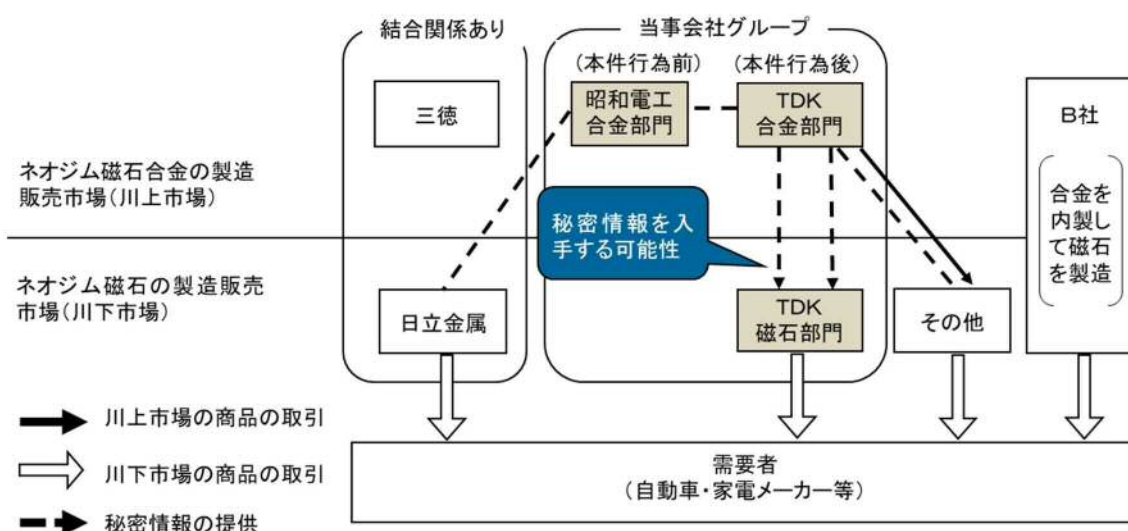
(1) TDKの合金部門が三徳の秘密情報を入手することによる川上市場への影響

本件行為後、TDKの合金部門はTDKのネオジム磁石の製造販売部門（以下「磁石部門」という。）を通じて、三徳の合金販売価格、数量、組成等の競争上センシティブな情報（秘密情報）を入手し得る。そして、TDKの合金部門が当該秘密情報を自己に有利に用いることにより、三徳が不利な立場に置かれ、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性があり、この点については競争事業者からも意見が寄せられた。



(2) TDKの磁石部門が磁石メーカーの秘密情報を入手することによる川下市場への影響

昭和電工は、本件の審査開始の直前まで日立金属にネオジム磁石合金を販売していたことから、日立金属のネオジム磁石合金の調達価格、数量、組成等の秘密情報を保有している²。そして、本件行為によって、当該秘密情報がTDKグループに共有され、TDKの磁石部門がこれを自己に有利に用いることにより、日立金属が不利な立場に置かれ、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性があり、この点については競争事業者からも意見が寄せられた³。



第5 当事会社による問題解消措置の申出⁴

本件行為により、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じる可能性があり、競争事業者からも意見が寄せられている旨を当事会社に対して伝えたところ、当事会社から、大要以下の問題解消措置（以下「本件問題解消措置」という。）を採る旨の申出を受けた。

² 近年、昭和電工はTDK及び日立金属以外の磁石メーカーにネオジム磁石合金を供給したことはない。

³ 日立金属のほか、その他のネオジム磁石製造販売業者についても、理論上、同様の問題が生じる可能性があると考えられる。

⁴ 本件では、TDKによる三徳からのネオジム磁石合金の調達を継続する旨の申出は行われていない。一方で、日立金属－三徳統合においては、三徳がTDKを含む磁石メーカーに対してネオジム磁石合金の供給を継続する旨の申出が行われ、当委員会は当該申出も踏まえて判断している。この点につき、日立金属－三徳統合の当事会社からの問題解消措置の変更の申出を受けて、本件の当事会社からの意見も確認した上で、TDKは三徳から原材料の供給を受ける必要がなくなることを前提に、一定期間経過後、三徳のネオジム磁石合金の供給を継続する措置の対象からTDKを外すこととした。

1 当事会社における情報遮断措置

(1) 組織上の遮断及び情報へのアクセス制限

当事会社は、①TDKの磁石部門が、昭和電工が有する日立金属のネオジム磁石に関する競争上の秘密情報に、②TDKの合金部門が、TDKの磁石部門が有する三徳のネオジム磁石合金に関する競争上の秘密情報に、それぞれアクセスできないようにする措置を講じる。

(2) 異動制限

TDKの合金部門における特定の従業員が、本件行為から5年間、TDKの磁石部門に異動することを制限する。

(3) 誓約書の取得

当事会社は、前記(2)の特定の従業員に対し、日立金属のネオジム磁石に関する競争上の秘密情報をTDKの磁石部門の役職員に開示しないよう周知し、かつ、本件問題解消措置を遵守すること、及び万一これに違反した場合には就業規則等に基づき懲戒処分の対象になり得ることを了解する旨の誓約書を提出させる。

2 定期報告の実施

当事会社は、前記1の情報遮断措置の遵守状況について、本件行為実行日から原則として5年間、1年に1度、公正取引委員会に対して報告する。

第6 本件問題解消措置に対する評価

競争事業者へのヒアリングの結果も踏まえると、前記第5の1の情報遮断措置が採られた場合、競争事業者の製品に係る情報が当事会社グループ内で共有されることはなく、川上市場又は川下市場において、市場の閉鎖性・排他性の問題が生じないと考えられることから、当該措置は適切なものであると評価できる。

さらに、履行監視の観点から、定期報告は有効な措置であると認められる。

以上のことから、本件問題解消措置により、市場の閉鎖性・排他性の問題は生じないと認められる。

第7 結論

当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば、本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。